

公布された規則のあらまし

佐賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 44 号）

- 1 配慮書の記載事項、送付及び公表、配慮書についての意見の聴取並びに配慮書対象事業の廃止等の場合の公表について定めることとした。（第 2 条の 2 ～ 第 2 条の 9 関係）
- 2 方法書の記載事項及び送付について定めることとした。（第 2 条の 10 及び第 3 条関係）
- 3 方法書、準備書及び評価書（それぞれその要約書を含む。）並びに事後調査報告書の公表は、事業者、県又は関係市町のウェブサイトへの掲載のうち適切な方法により行わなければならないこととした。（第 5 条の 2、第 11 条の 2、第 22 条の 2 及び第 31 条の 2 関係）
- 4 方法書説明会の開催、開催の公告及び方法書説明会を開催することができない事由であって事業者の責めに帰することができないものを定めることとした。（第 5 条の 3 ～ 第 5 条の 5 関係）
- 5 佐賀県環境影響評価条例第 2 条第 2 項に規定する対象事業に該当する要件に、出力が 3,500 キロワット以上である風力発電所（海岸線から 1 キロメートルを超える海域に設置するものを除く。）の設置等の工事業を加え、あわせて当該対象事業に係る軽微な修正及び軽微な変更該当する要件について定めることとした。（別表第 1 ～ 別表第 3 関係）
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 8 所要の経過措置を定めることとした。